



令和 2 年 2 月 28 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

〒530-0041 大阪市北区西天満4-7-3
冠山ビル2・3階

文部科学大臣 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

林 弘 法 律 事務 所

電話 (06) 6364-8525

FAX (06) 6364-4816

E-mail:yamanaka@hayashi-lo.jp

弁護士 山 中 理



行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 令和2年2月25日
文書番号 元受文科高第1643号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
・給付型奨学金制度の創設に伴う非課税措置等（平成28年10月）	A4判文書31枚 (片面21枚（うちカラー2枚）、両面5枚)	1 閲 覧	①全部 ②一部（ ）
・給付型奨学金の創設に伴う非課税措置について（平成28年11月）		2 複写機により白黒で複写したものの交付	①全部 ②一部（ ）
・給付型奨学金の創設に伴う税制改正要望について（平成28年11月）		3 複写機によりカラーで複写したものの交付	①全部 ②一部（ ）
・高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税等の所要の措置（平成30年8月）		4	
・給付型奨学金の差押禁止について（平成30年10月）			①全部 ②一部（ ）
・給付型奨学金を非課税とするについて（平成30年10月）			
・平成31年度税制改正（租税特別措置）要望措置（新設）（平成30年10月）			
・給付型奨学金を非課税とするについて（平成30年11月7日）			
・給付型奨学金を非課税とするについて（平成30年11月16日）			

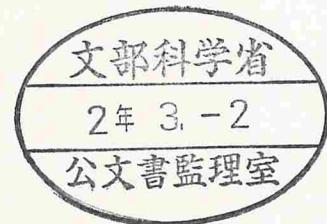
3 開示文書の閲覧を希望する日 令和 年 月 日

* 行政文書開示決定通知書「(2)事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載の日の期間内を御記載ください。

4 「写しの送付」の希望の有無

有
無

: 同封する郵便切手の額 210 円



写

開示実施手数料

30 円

ここに収入印紙を貼ってください

※収入印紙を貼る前に以下を必ずお読みください。

(開示実施手数料について)

実施を希望される方法に応じて、必要額の収入印紙をお貼りください（以下の金額は文書全体を開示した場合の金額です。）。

① 閲覧を希望される場合

無料

② 複写機により白黒で複写したものの交付を希望される場合

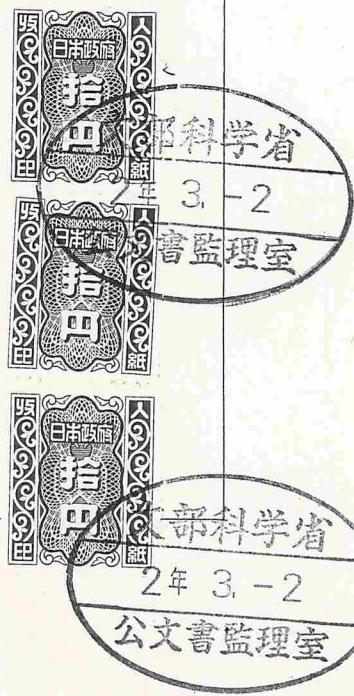
10円

③ 複写機によりカラーで複写したものの交付を希望される場合

30円

上記以外の実施を御希望の場合は、御提出前にお問い合わせください。

(受付印)



*問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111 (代表)

(決定の内容について) 高等教育局学生・留学生課 内線 3050

(実施方法等について) 大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572

【給付型奨学金制度の創設に伴う非課税措置等】[所得税法、国税徴収法]

要望内容

給付型奨学金について、「公課の禁止」による非課税措置や、受給権の保護(差押の禁止等)を設ける。

背景・現状

高等教育への進学にかかる費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。

こうした状況を踏まえ、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設するとともに、これに伴う税制上の所要の措置を講じる。

※「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日 閣議決定)(抜粋)

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

格差については、それが固定化されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の充実を図る。(略)

① 給付型奨学金については、平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

・給付型奨学金の実現(文部科学省)

目標・効果

給付型奨学金に対して公課を課したり、その受給権の差押を行った場合、経済的負担の軽減にかかる効果が損なわれる。そのため、非課税措置や受給権の保護にかかる措置を講じることが不可欠である。

給付型奨学金制度の創設に伴う
非課税措置等(平成28年10月)

給付型奨学金の創設に伴う非課税措置及び差押の禁止の要望が遅れたことについて

給付型奨学金については、本年8月2日の閣議決定において、「平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」こととされたことを受け、文部科学省は、平成28年中に制度設計を決定し、平成30年度から開始することを予定していたところである。

このように、本年8月の時点では、制度の詳細が十分に定まっていなかったことから、税制改正要望の必要性を判断できなかったが、

- ① 与党における議論が9月から開始され、10月25日に自民党給付型奨学金プロジェクトチームにおいて中間報告がまとめられたこと、
 - ② 当該報告においては、給付のあり方（給付方法）について「免除」の形式ではなく「給付」の形式による「条件付給付型」が望ましいとされていること
 - ③ 文部科学省においても、この中間報告も踏まえつつ、「給付型奨学金検討チーム」において11月中に審議を取りまとめるとしていること
- など、現在、制度設計の検討が急ピッチで進められており、この中において、「給付」の形式とする場合に必要となる税制改正の内容が具体化してきたところである。

さらに、自民党PTの中間報告では、給付型奨学金の実施時期について、「平成29年度進学者から一部先行して給付を開始することが適當」とされ、平成29年度から制度を開始することになる可能性が大いに高まっている。

以上のような状況を踏まえ、平成29年度税制改正において、給付型奨学金の非課税措置及び差押禁止の措置を行う必要が出てきたものである。

給付型奨学生の創設に伴う非課税措置について

【他の学資金に関する法令で公租公課の規定を設けている例】

■ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

（受給権の保護）

第12条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第13条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

【所得税法第9条第15号との関係】

給付型奨学生は、経済的に困難な状況にある学生の修学にかかる負担感を軽減するために創設しようとするものである。そのため、奨学生に給付される金銭は、原則として所得税法第9条第15号の「学資に充てるため給付される金品」に該当するものと解される。

ただし、給付された奨学生については、学費や教材費だけではなく、下宿費、食費その他の生活費などにも充てられることが想定される。この場合には、当該給付された奨学生が「学資に充てるために給付される金品」に該当するか否かについて疑義が生じる場合もあると考えられるが、奨学生の金銭的負担を軽減するためには、これらの使途も含め、課税される余地を封じておく必要がある。このため、独立行政法人日本学生支援機構法にも公課禁止規定を置くこととした。

【地方公共団体や民間団体が実施している給付金との関係】

高校生等に対する給付については、高等学校等就学支援金について個別法に公課禁止規定を設けており、他方、地方公共団体や民間団体等が実施している給付については、所得税法第9条第15項に基づき非課税措置が適用されているものと考えられる。

これと同様に、大学生等に対する給付についても、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学生については個別法に公課禁止規定を置くことで非課税措置を講じることとした上で、地方公共団体や民間団体が実施している給付金等については、所得税法第9条第15項に基づき非課税措置とする考えられるところである。

給付型奨学金の創設に伴う受給権の保護（差押の禁止等）について

【税制改正要望の趣旨】

給付型奨学金は、経済的に困難な状況にある学生に対して学資金の支給を行うことで修学にかかる経済的負担の軽減を図るものであるため、独立行政法人日本学生支援機構法を改正し、受給権の保護にかかる規定を設けることで、奨学金がその目的のために使用されることを確保することとしたい。

【規定の内容】

給付型奨学金の受給権が一身専属的であって、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえることができないことを定めることにより、給付された奨学金が経済的に困難な状況にある学生の修学にかかる負担感を軽減するという趣旨に沿って適切に用いられるよう、必要な規定を置くこととしたい。

本条を規定した場合には、給付型奨学金の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえても無効となる。なお、この差押は、民事執行法上の差押のみではなく、国税徴収法上の差押についても禁止されるものと考えている。

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設・拡充・延長**）

（文部科学 府・省・庁）

制 度 名	給付型奨学金制度の創設に伴う（差押の禁止等の）所要の措置						
税 目	国税徵収法 等						
要 望 の 内 容	<p>給付型奨学金について、受給権の保護（差押の禁止等）を設ける等の所要の措置を要望する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">一 百万円 (一 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(改 正 増 減 収 額)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">(一 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (一 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (一 百万円)						
(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)						
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 高等教育への進学にかかる費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学费用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。 こうした状況を踏まえ、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設するものである。 (2) 施策の必要性 「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日 閣議決定）において、給付型奨学金について平成 29 年度（2017 年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得ることとされたことに基づき、経済的に困難な状況にある学生に対し学資金の支給を行う制度を創設することで、修学にかかる経済的負担の軽減を図るものである。 仮に、支給される奨学金について、過去の債務のために受給権の差押を行った場合等には、授業料の支払いや生計を維持することにも影響が及び、在学することに支障が生じかねないことから、給付型奨学金制度の趣旨が没却されることがないよう、受給権の保護（差押の禁止等）等の所要の措置を講じる必要がある。 「未来への投資を実現する経済対策」 (平成 28 年 8 月 2 日 閣議決定) (抜粋) 第2章 取り組む施策 I. 一億総活躍社会の実現の加速 (2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進 格差については、それが固定化されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の充実を図る。（略） ① 給付型奨学金については、平成 29 年度（2017 年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。 第3章 各項目の主な具体的措置 I. 一億総活躍社会の実現の加速 (2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進 ・給付型奨学金の実現（文部科学省）						

今 回 の 要 望 に 關 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
		政策の達成目標	新規施策のため、検討中
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有 効 性	政策目標の達成状況	新規施策のため、該当なし。
		要望の措置の適用見込み	給付型奨学金の支給を受けた者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	給付型奨学金の支給を受けた者における経済的負担の確実な軽減が見込まれる。
	相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特になし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	給付型奨学金の創設 平成29年度概算要求額 一百万円（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置とともに受給権の保護にかかる措置等の所要の措置を講じることにより、給付型奨学金の支給を受けた者における修学にかかる経済的負担の確実な軽減を図ることができるようになる。	

	要望の措置の妥当性	給付型奨学金制度は、経済的に困難な状況にある学生に対し、学資金の支給を行うことで、修学にかかる経済的負担の軽減を図ろうとするものである。 仮に、支給される奨学金について、過去の債務のために受給権の差押を行った場合等には、奨学生に対する負担感解消の効果が減少するため、給付型奨学金制度の趣旨が没却されるおそれがないよう、受給権の保護にかかる措置等の所要の措置を講じることが不可欠である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	新規要望
担当部局(課)及び担当者	高等教育局 学生・留学生課 担当課長 井上諭一 (内線 2514) 代表☎5253-4111 担当補佐 西川由香 (内線 3434) 直通☎5253-3050 担当者 真保 洋 (内線 3128) FAX 6734-3731	

- (注) 1. 上記要望項目に関する措置の概要1枚紙を添付すること。
 2. 上記要望項目に関する措置に係る政策の事前評価書を添付すること。また、拡充・延長要望の措置に係る政策の事後評価を行っている場合には、併せて事後評価書を添付すること。
 3. 各項目は要点を記載し、必要に応じ別紙により補足すること。
 4. 「平年度の減収見込額」については、改正減収見込額(単純延長の場合には「—」)を記載し、計算根拠を別紙に記載すること。記載に当たっては、復興特別所得税、地方法人税及び地方消費税の減収額を含めないこと。
 また、「制度自体の減収額」については、法人税関係の措置以外の措置にあっては参・予算委員会資料(平成28年7月)①「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」の計数を、法人税関係の措置にあっては参・予算委員

会資料（平成28年2月）②「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（平成26年度）を基に試算した減収額（実績推計）」の計数を、それぞれ記載し、「改正増減収額」については、②の計数を記載した措置及び平成27年度又は平成28年度に新設された法人税関係の措置のうち、平成27年度又は平成28年度の「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」に計上されているものの計数を記載すること。この場合において、これらの増減収（見込）額に計上されていない既存措置又は新設要望の措置については、「一」を記載すること。

なお、減収（見込）額については「▲」を、增收（見込）額については「+」を、それぞれ付すこと。

5. 「(2) 施策の必要性」には、公益性の有無、政府の関与の合理性、国と地方の役割分担の適切さ、民営化・外部委託の可否等を踏まえ、施策自体の必要性を記載すること。
6. 「政策体系における政策目的の位置付け」には、要望の措置の背景にある政策が法律に規定されるなど各府省庁の政策体系の中で明確に位置付けられている場合にはその旨を記載すること。また、各府省庁の政策評価体系図における本措置の位置付けを記載し、政策評価体系図を添付すること。
7. 「政策の達成目標」、「同上の期間中の達成目標」及び「政策目標の達成状況」は、計数的な指標をもって具体的に示すこと。
8. 「要望の措置の適用見込み」には、要望の措置の適用事業者（法人）数を、原則として、個人にあっては暦年で、法人にあっては年度で、それぞれ適切な方法で推計し記載することとし、併せて、適用事業者（法人）の範囲の見込みを記載すること。なお、算出根拠等の詳細について、別紙に記載し添付すること。
9. 「要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）」には、政策目標の達成に係る要望の措置による効果の見込みを具体的に記載すること。特に、政策評価法に基づく各府省庁の事前評価において本措置の有効性をどのように見込んでいるかについて記載すること。
10. 「予算上の措置等の要求内容及び金額」には、政策評価体系において同一の位置付けに該当する措置についての要求内容及び金額を記載すること。
11. 「上記の予算上の措置等と要望項目との関係」には、同様の政策目的に係る予算上の措置等との役割分担、予算上の措置等の代替策の検討状況等を記載すること。
12. 「要望の措置の妥当性」には、要望の措置が、政策目的を実現する手段として的確であり、他の手段に比し有効である理由、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか否かを記載すること。また、制度創設後おおむね10年を超える長期にわたる措置や適用者数が2桁台以下であるなど適用の少ない措置については、本制度を存続する理由も必ず記載すること。
13. 「租税特別措置の適用実績」には、要望の措置が延長又は拡充である場合に、当該措置の適用事業者（法人）数及び減収額、必要経費（損金）算入額等の実数並びに適用事業者（法人）の範囲を、原則として、個人にあっては暦年で、法人にあっては年度で、過去3年間を目途に記載し、それぞれの暦年又は年度ごとに、前回要望時に見込んだ減収額等を括弧書きすること。また、実数の把握が困難な場合には、適切な方法で推計し記載することとし、推計による計数であることを表示すること。併せて、適用数が想定外に僅少でないか、特定の者に偏っていないかといった点、また、括弧書きした前回要望時に見込んだ減収額等と適用実績の減収額等とが相当程度乖離している場合は、その乖離の原因について十分な分析等を行い、その結果及びその結果を踏まえてもなお本措置が必要最小限の特例措置となっていること、についても記載すること。なお、算出根拠等の詳細について、別紙に記載し添付すること。
14. 「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」には、要望項目が租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の対象となっている場合に、平成26年度の適用実態調査結果における①租税特別措置法の条項、②適用件数及び③適用額を記載すること。この条項、適用件数及び適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第1記載要領第4号の表及び様式第2記載要領第4号の表の租税特別措置法の条項（区分番号）別の区分によること。なお、要望項目に該当する条項が複数ある場合には、それらの全ての条項について条項ごとに記載することとし、要望項目が条項別の区分の一部である場合には、その旨を表示すること。
15. 「租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）」には、要望の措置が延長又は拡充である場合に、政策目標の達成に係る本措置による効果を具体的に記載すること。特に、政策評価法等に基づく各府省庁の事後評価等において本措置の有効性が確認されているか否かについて記載すること。
16. 「前回要望時の達成目標」には、直前の創設又は延長要望の際に記載した「同上の期間中の達成目標」を記載し、「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」には、現時点において当該達成目標がどの

程度達成されたかを計数的な指標をもって具体的に示すとともに、前回要望時の目標が達成されていない場合は、その理由を必ず記載すること。

17. 平成28年度税制改正において処理することとされた項目のうち、当初要望時と要望の前提となる事実関係が変更されたこと等により、平成29年度税制改正において措置する必要が生じたものについては、再度要望書を提出すること。
18. 用紙（添付資料を含む。）の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成28年11月21日

給付型奨学金の創設に伴う税制改正要望について

1 制度設計（支給金額、財源等）の検討状況

＜現在の検討状況＞

与党における議論が9月から開始されており、自民党及び公明党両党における議論の調整として、両党合同での打合せも実施されている。文部科学省においても、両党の会議の状況も踏まえつつ、「給付型奨学金検討チーム」において検討を行っているところであるが、支給金額や財源を含む制度設計については、最終的には予算編成過程の中で確定させていくことになる。

＜給付の方式について＞

本年10月25日に取りまとめられた自民党給付型奨学金プロジェクトチームの中間報告では、給付のあり方について「免除」の形式ではなく「給付」の形式による「条件付給付型」が望ましいとされている。

差押禁止にかかる規定は、「給付」の形式を採用する際に必要となるものであるところ、現在、「給付」の形式に明示的に反対している者ではなく、「給付型」となる見込みが高いことから、その方向で準備を進めている。

2 法案の検討状況について

差押禁止規定については、他の規定に先行して既に内閣法制局の審査を受けており、現段階において、差押禁止規定は必要であるとの見解が示されている。今後、逐条審査を経て最終的な条文案を確定させることになる。

また、逐条審査については、「給付」の形式を採用することを前提に、近日中に開始される見込みであり、来年1月末の閣議決定を目指して作業を進めることとしている。

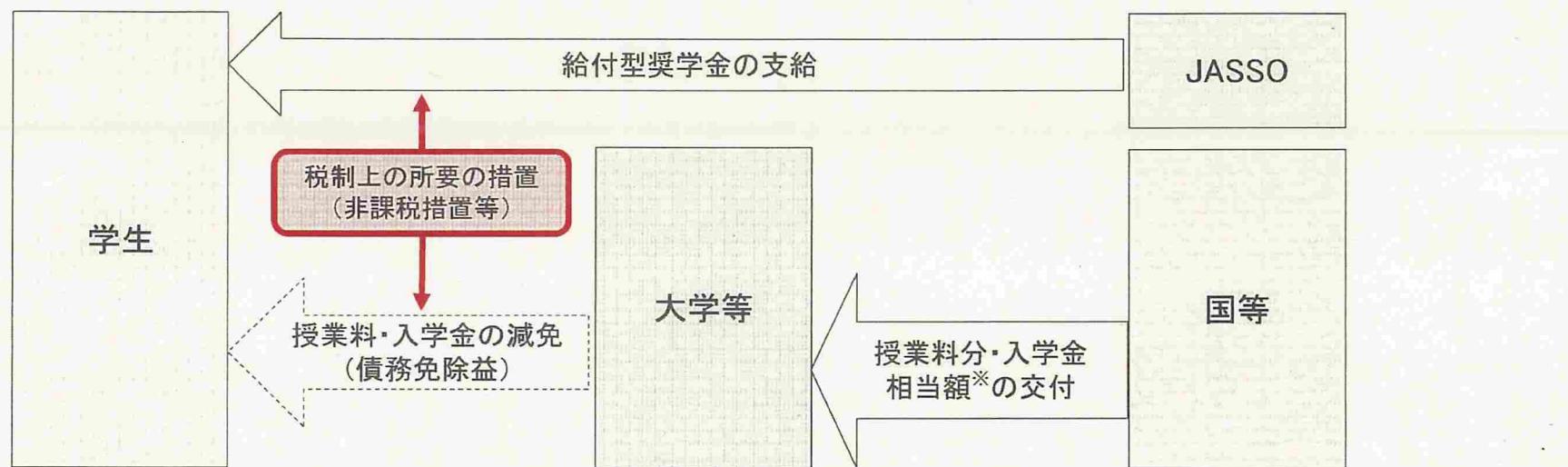
【高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学会の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税等の所要の措置】

[所得税、国税徴収法]

要望内容

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、2020年4月から実施することとされている高等教育無償化においては、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について、授業料減免措置及び給付型奨学金の拡充を行うこととしており、これらに係る非課税措置等の税法上の所要の措置を講じる。

スキーム図



※授業料減免措置の上限額は以下の通り。

- ・国立大学等: 費用省令上の標準額
- ・公立大学等: 国立の同学校種の標準額
- ・私立大学等: 授業料…国立の同学校種の標準額+概ね私立の当該学校種の平均額との差額の2分の1 入学会…私立の当該学校種の平均額

背景・現状

- 上記閣議決定においては、高等教育無償化について、
 - ①学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにするとともに、
 - ②支援を受けた学生が学業に専念できるようにするために、学生生活を送るために必要な生活費を賄えるような措置を講じることとされている。
- 現行の所得税法においては、学資に充てるために給付される金品(授業料減免や奨学金)については非課税とされるとともに、給付型奨学金は差押禁止とされている。
- したがって、今回の高等教育無償化の実施に伴う授業料・入学会の減免措置及び給付型奨学金の拡充に際しても、同様に非課税措置等、税法上の所要の措置を講じることが適当である。

目標・効果

- 授業料の減免措置及び学業に専念できるようにするために学生生活を送るために必要な生活費を賄える給付型奨学金の支給を確実に実施
- どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学等に進学できる社会を実現
- 上記の政策効果を減じないためには、授業料減免措置及び給付型奨学金について非課税等の措置を講じることか不可欠。

高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学会の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税等の所要の措置(平成30年8月)

つづ(平成30年10月)

給付型奨学金の差押禁止について

- 受給者が過去の債務のために学資支給金の受給権を差し押さえられたり、融資を受ける等の一時的な利益のために長期間にわたる学資支給金の支給を受ける権利を失うことで、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の高等教育への進学を後押しするという学資支給金の趣旨が没却されることのないよう、学資支給金を確実に受給権者に帰属させることが必要であることから、独立行政法人日本学生支援機構法において、受給権の保護にかかる規定が置かれている。

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（受給権の保護）

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

- 貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できるようにするために、2020年度より給付型奨学金の大幅拡充が行われるところ、学資支給金を確実に受給権者に帰属させる必要性に変わりは無く、引き続き受給権の保護にかかる規定を置くこととした。

給付型奨学金の創設に伴う受給権の保護（差押の禁止等）について

【税制改正要望の趣旨】

給付型奨学金は、経済的に困難な状況にある学生に対して学資金の支給を行うことで修学にかかる経済的負担の軽減を図るものであるため、独立行政法人日本学生支援機構法を改正し、受給権の保護にかかる規定を設けることで、奨学金がその目的のために使用されることを確保することとしたい。

【規定の内容】

給付型奨学金の受給権が一身専属的であって、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえることができないことを定めることにより、給付された奨学金が経済的に困難な状況にある学生の修学にかかる負担感を軽減するという趣旨に沿って適切に用いられるよう、必要な規定を置くこととしたい。

本条を規定した場合には、給付型奨学金の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえても無効となる。なお、この差押は、民事執行法上の差押のみではなく、国税徴収法上の差押についても禁止されるものと考えている。

給付型奨学金を非課税とする
ことについて(平成30年10月)

給付型奨学金を非課税とすることについて

(現行の給付型奨学金の扱い)

- 所得税法上「学資に充てるために給付される金品」が非課税とされていることから、給付型奨学金として支給される金銭は非課税の扱いを受けているところ。
- 所得税法上の「学資金」には、学費や教材費のみならず修学のために必要不可欠な費用（下宿費等）も含まれる。また、学資のために給付されたものについて所得税法上非課税となるものであり、給付された金銭が実際に何に使われたかを確認するものではない。

(新制度の扱い)

- 2020年度から実施される新制度において、給付型奨学金は授業料減免と一体となって実施されるものであり、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとされており、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）及び受験料を計上することとしている。
- これらの費用は、修学をするうえで必要不可欠なものであり、所得税法上の「学資金」に該当し、個別法（独立行政法人日本学生支援機構法）に非課税措置の規程を置かなくとも、所得税法上非課税となるものである。
- 国税局の文書回答事例（※）においても、入学金及び授業料の分に加えて下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用などの費用として月額10万円を貸与する奨学金について、学資金として相当なものと判断されている。新制度の給付型奨学金の額は検討中であるが、最大でも月額10万円は超えない見込みである。

(※) 名古屋国税局 文書回答事例 平成24年3月9日

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

(別紙1 事前照会の趣旨)

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、…(略)…将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからヘまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(略)

(別紙2 事前照会に係る取引等の事実関係)

1 本件奨学金等の対象者及び貸付金額等

本件制度では、本件規則(平成20年4月施行)に基づき、下表のとおり修学に要する資金を、第1種修学資金(以下「本件奨学金1」といいます。)又は第2種修学資金(以下「本件奨学金2」とい、本件奨学金1と併せて「本件奨学金等」といいます。)として無利息で貸与しています。

なお、本件制度では、奨学生が一定の要件に該当することとなったときに、本件奨学金等の全額についてその返還債務を免除します。

項目	第1種奨学金(本件奨学金1)	第2種奨学金(本件奨学金2)
対象者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科の地域枠入学者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科在学者(地域枠入学者を除く)又は県内出身者であつてB大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者
募集人数	25名(新規貸付分)	10名(新規貸付分)
貸与金額	月額:100,000円 授業料相当額:535,800円(年額) 入学金相当額:282,000円(初年度入学時) (6年間の合計:10,696,800円)	月額:100,000円 (6年間の合計:7,200,000円)
利息	無利息	同左
貸付期間	原則として、大学の正規の修業期間	同左

(略)

(別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由)

(略)

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわりなく学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係になく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

なお、本件奨学金1では、入学金及び授業料とは別に毎月10万円の奨学金を貸与することとしていますが、これは、下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用など、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当なものと考えています。

(回答内容)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

(略)

給付型奨学金及び授業料減免に係る債務免除益の扱いについて

(成績不良等による返還)

- 給付型奨学金及び授業料減免の新制度（以下「新制度」という。）においては、学業成績が著しく不良となったと認められるときや、学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるときには、給付型奨学金と授業料減免を受けた額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

- また、新制度において、学生が偽りその他不正の手段によって給付型奨学金又は授業料減免を受けたときは、国税徴収の例により、措置された額が徴収されることに加え、一定の加算金が徴収される。

(給付型奨学金の債務免除益)

- 給付型奨学金については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、日本学生支援機構が学生から支給した額と加算金の支払いを求める。成績不良等による返還の場合、その後に給付を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により返還ができなくなったときは、返還が免除されることとなる。

(授業料減免の債務免除益)

- 授業料減免については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、各大学等は国に当該学生の授業料減免のための経費と加算金を支払う義務が生じ、また各大学等は当該学生に授業料減免の経費及び加算金を請求する。その際、学生の補足が困難である等の理由から、各大学等が当該学生に対する減免経費及び加算金の請求権を放棄するケースが想定される。

(債務免除益の取扱い)

- 貸与型の奨学金制度において返還が免除された場合、所得税法第9条第1項第15号で学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」という。）が非課税とされていることから、返還免除による債務免除益も非課税とされている。（※）このことに鑑みれば、新制度における給付型奨学金及び授業料減免は非課税の扱いを受ける学資金にあたることから、その返還を免除されたことによる債務免除益も非課税の扱いを受けることとなると考える。
- なお、授業料減免の不正利得の徴収において、大学が学生に対し支払いを免除した場合の加算金部分については、課税対象となつても問題ないものと考えられる。

(※) 名古屋国税局 文書回答事例 平成24年3月9日

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について
(別紙1 事前照会の趣旨)

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、…(略)…将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからヘまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(略)

(別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由)

(略)

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわりなく学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係なく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

(略)

(回答内容)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

(略)

平成31年度税制改正(租税特別措置)要望事項

(文部科学省)

制度名	高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金の拡充に係る税制上の所要の措置
税目	所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法
要望の内容	<p>○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちの高等教育無償化を実現し、平成32年4月から実施することとされた。「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても同様の内容が記載されている。</p> <p>○高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)について、授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の減免措置並びに給付型奨学金の拡充により行うこととされており、文部科学省に設置した専門家会議の議論も踏まえて、詳細な制度設計の検討を行っているところである。この検討結果も踏まえ、授業料等の減免措置及び給付型奨学金について非課税及び差押禁止とするなど、所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>※なお、所得税法第9条第1項第15号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。</p>

平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
-------------------------------------	-------------------------------

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>急速な少子化が進行すると同時に、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、最終学歴によって平均賃金に差がある現状の中で、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐためには、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば、大学等に進学できる社会への改革を実現し、子供を産み育てる者の経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>このため、所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現することとし、授業料等の減免措置及び給付型奨学金の拡充を行う。</p> <p>その際、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようになるとともに、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするために、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金（給付型奨学金）については、所得税法における「学資に充てるため給付される金品」として非課税とされているとともに、差押禁止措置が適用されているところ。</p> <p>高等教育無償化に伴う拡充後の授業料等の減免措置及び給付型奨学金について、これらの措置が適用されないとなると、支給対象者が実質的に支援の満額を得られないこととなり、施策の目的を十分に達成することができないこととなる。</p>
今回の要望に関する事項	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p> <p>政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日）</p> <p>貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。</p> <p>第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようとする。</p>

		<p>第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするために、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日）</p> <p>真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行う。</p>
	政策の達成目標	高等教育の無償化により、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば大学等に進学できるようにする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	授業料等の減免措置及び給付型奨学金の支給を受けた学生等
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	授業料等の減免措置及び給付型奨学金に非課税措置等がなされることにより、支援額が減額されないこととなるため、学生等の授業料及び学生生活費に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	高等教育の無償化により、低所得世帯の学生等について、授業料等の減免措置及び給付型奨学金の支給を行うことは、学生等の進学・修学に係る経済的負担を軽減するものである。これらの支援が課税対象となることなどにより減額された場合、授業料及び学生生活費の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で、非課税措置等を講じることが不可欠である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	給付型奨学金制度創設時においては平成29年度税制要望において、給付型奨学金の差押禁止について要望しており、認められているところ。	
	担当部局(課)及び担当者	高等教育局学生・留学生課 担当課長 塩崎正晴 (内線2514) 担当補佐 中村明雄 (内線2621) 担当者 石川大輔 (内線3050) 代表☎ 03-5253-4111 直通☎ 03-6734-3050 FAX 03-6734-3391	

給付型奨学金を非課税とする
ことについて(平成30年11月7日)

給付型奨学金を非課税とすることについて

(現行の給付型奨学金の扱い)

- 所得税法上「学資に充てるために給付される金品」が非課税とされていることから、給付型奨学金として支給される金銭は非課税の扱いを受けているところ。
- 所得税法上の「学資金」には、学費や教材費のみならず修学のために追加的に必要となる費用（下宿費等）も含まれる。

(新制度の扱い)

- 2020年度から実施される新制度において、給付型奨学金は授業料減免と一体となって実施されるものであり、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）及び受験料を計上し、措置することとしている。
- これらの費用は、修学をするうえで追加的に必要となるものであり、所得税法上の「学資金」に該当し、個別法（独立行政法人日本学生支援機構法）に非課税措置の規程を置かなくとも、所得税法上非課税となるものである。
- 国税局の文書回答事例（※）においても、入学金及び授業料の分に加えて下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用などの費用として月額10万円を貸与する奨学金について、学資金として相当なものと判断されている。新制度の給付型奨学金の額は検討中であるが、最大でも月額10万円は超えない見込みである。

(※) 名古屋国税局 文書回答事例 平成24年3月9日

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

(別紙1 事前照会の趣旨)

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、…(略)…将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからヘまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(略)

(別紙2 事前照会に係る取引等の事実関係)

1 本件奨学金等の対象者及び貸付金額等

本件制度では、本件規則(平成20年4月施行)に基づき、下表のとおり修学に要する資金を、第1種修学資金(以下「本件奨学金1」といいます。)又は第2種修学資金(以下「本件奨学金2」とい、本件奨学金1と併せて「本件奨学金等」といいます。)として無利息で貸与しています。

なお、本件制度では、奨学生が一定の要件に該当することとなったときに、本件奨学金等の全額についてその返還債務を免除します。

項目	第1種奨学金(本件奨学金1)	第2種奨学金(本件奨学金2)
対象者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科の地域枠入学者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科在学者(地域枠入学者を除く)又は県内出身者であつてB大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者 ※他の同種の修学資金の貸付等を受けている者を除く。
募集人数	25名(新規貸付分)	10名(新規貸付分)
貸与金額	月額:100,000円 授業料相当額:535,800円(年額) 入学金相当額:282,000円(初年度入学時) (6年間の合計:10,696,800円)	月額:100,000円 (6年間の合計:7,200,000円)
利息	無利息	同左
貸付期間	原則として、大学の正規の修業期間	同左

(略)

(別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由)

(略)

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわりなく学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係になく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

なお、本件奨学金1では、入学金及び授業料とは別に毎月10万円の奨学金を貸与することとしていますが、これは、下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用など、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当なものと考えています。

(回答内容)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

(略)

死亡・心身障害による奨学金の返還免除に係る債務免除益の扱いについて

- 貸与型奨学金の返還と、成績不良等により返還が求められた場合の給付型奨学金の返還において、要返還者が死亡又は心身障害により労働能力が制限された場合、要返還者、連帯保証人又は相続人の願い出により、返還未済額の全部又は一部が免除される。
- 免除の決定に当たっては、証明書類により、要返還者が死亡したこと又は心身障害により労働能力が制限されていることを確認することとされており、その事実が確認された場合には、相続人や連帯保証人が要返還者に代わって返還を行うことができるか否かに関わらず、返還未済額は免除されることとなる。
- 上述のように、本免除制度は、単に奨学金の回収ができなくなったという理由により債務を免除するものではなく、死亡や心身障害という予測困難な理由で返還ができなくなった場合に、相続人や連帯保証人に返還の義務が生じたり、労働できないにも関わらず返還の義務を負う状況になったりしないことを担保し、学生がこのような点を懸念せずに学資の貸与や支給を受けることを可能にすることで、経済的理由により修学に困難がある者への学資の貸与及び支給を適切に実施するための制度である。
- そのため本返還免除制度による債務免除益は、所得税法第9条第15項の学資に充てるため給付される金品にあたり、非課税の扱いを受けると考えられる。

給付型奨学金及び授業料減免に係る債務免除益の扱いについて

(成績不良等による返還)

- 紹付型奨学金及び授業料減免の新制度（以下「新制度」という。）においては、学業成績が著しく不良となったと認められるときや、学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるときには、紹付型奨学金と授業料減免を受けた額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

- また、新制度において、学生が偽りその他不正の手段によって紹付型奨学金又は授業料減免を受けたときは、国税徴収の例により、措置された額が徴収されることに加え、一定の加算金が徴収される。

(紹付型奨学金の債務免除益)

- 紹付型奨学金については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、日本学生支援機構が学生から支給した額と加算金の支払いを求める。成績不良等による返還の場合、その後に給付を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により返還ができなくなったときは、返還が免除されることとなる。

(授業料減免の債務免除益)

- 授業料減免については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、各大学等は国に当該学生の授業料減免のための経費と加算金を支払う義務が生じ、また各大学等は当該学生に授業料減免の経費及び加算金を請求する。その際、学生の補足が困難である等の理由から、各大学等が当該学生に対する減免経費及び加算金の請求権を放棄するケースが想定される。

(債務免除益の取扱い)

- 貸与型の奨学金制度において返還が免除された場合、所得税法第9条第1項第15号で学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」という。）が非課税とされていることから、返還免除による債務免除益も非課税とされている。（※）このことに鑑みれば、新制度における紹付型奨学金及び授業料減免は非課税の扱いを受ける学資金にあたることから、その返還を免除されたことによる債務免除益も非課税の扱いを受けることとなると考える。
- なお、授業料減免の不正利得の徴収において、大学が学生に対し支払いを免除した場合の加算金部分については、課税対象となっても問題ないものと考えられる。

(※) 名古屋国税局 文書回答事例 平成24年3月9日

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について
(別紙1 事前照会の趣旨)

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、…(略)…将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからヘまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(略)

(別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由)

(略)

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわりなく学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係なく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

(略)

(回答内容)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

(略)

給付型奨学金を非課税とする
ことについて(平成30年11月16日)

給付型奨学金を非課税とすることについて

(現行の給付型奨学金の扱い)

- 所得税法上「学資に充てるために給付される金品」が非課税とされていることから、給付型奨学金として支給される金銭は非課税の扱いを受けているところ。
- 所得税法上の「学資金」には、学費や教材費のみならず修学のために追加的に必要となる費用（下宿費等）も含まれる。

(新制度の扱い)

- 2020 年度から実施される新制度において、給付型奨学金は授業料減免と一体となって実施されるものであり、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）及び受験料を計上し、措置することとしている。
- これらの費用は、修学をするうえで追加的に必要となるものであり、所得税法上の「学資金」に該当し、個別法（独立行政法人日本学生支援機構法）に非課税措置の規程を置かなくとも、所得税法上非課税となるものである。
- 国税局の文書回答事例（※）においても、入学金及び授業料の分に加えて下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用などの費用として月額 10 万円を貸与する奨学金について、学資金として相当なものと判断されている。新制度の給付型奨学金の額は検討中であるが、最大でも月額 10 万円は超えない見込みである。

(国税庁回答)

- 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

死亡・心身障害による奨学金の返還免除に係る債務免除益の扱いについて

- 貸与型奨学金の返還と、成績不良等により返還が求められた場合の給付型奨学金の返還において、要返還者が死亡又は心身障害により労働能力が制限された場合、要返還者、連帯保証人又は相続人の願い出により、返還未済額の全部又は一部が免除される。
- 免除の決定に当たっては、証明書類により、要返還者が死亡したこと又は心身障害により労働能力が制限されていることを確認することとされており、その事実が確認された場合には、相続人や連帯保証人が要返還者に代わって返還を行うことができるか否かに関わらず、返還未済額は免除されることとなる。
- 上述のように、本免除制度は、単に奨学金の回収ができなくなったという理由により債務を免除するものではなく、死亡や心身障害という予測困難な理由で返還ができなくなった場合に、相続人や連帯保証人に返還の義務が生じたり、労働できないにも関わらず返還の義務を負う状況になったりしないことを担保し、学生がこのような点を懸念せずに学資の貸与や支給を受けることを可能にすることで、経済的理由により修学に困難がある者への学資の貸与及び支給を適切に実施するための制度である。
- そのため本返還免除制度による債務免除益は、所得税法第9条第15項の学資に充てるため給付される金品にあたり、非課税の扱いを受けると考えられる。

(国税庁回答)

- 死亡の場合
死亡により返還債務が当然に免除されるのであれば、要返還者及び相続人のいずれも課税関係は生じない。
- 心身障害の場合
原則として非課税となる学資金として取り扱って差し支えないが、例えば、退学していくにもかかわらず給付金の給付を受け続けていたようなケースなど、当該給付金が学資に当てられず他に流用されていた場合における返還債務の免除は、学資に充てるためとは認められず、非課税の学資金には該当しない。

給付型奨学金及び授業料減免に係る債務免除益の扱いについて

(成績不良等による返還)

- 紹介型奨学金及び授業料減免の新制度（以下「新制度」という。）においては、学業成績が著しく不良となったと認められるときや、学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるときには、紹介型奨学金と授業料減免を受けた額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

- また、新制度において、学生が偽りその他不正の手段によって紹介型奨学金又は授業料減免を受けたときは、国税徴収の例により、措置された額が徴収されることに加え、一定の加算金が徴収される。

(授業料減免の債務免除益)

- 授業料減免については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、各大学等は国に当該学生の授業料減免のための経費と加算金を支払う義務が生じ、また各大学等は当該学生に授業料減免の経費及び加算金を請求する。その際、学生の補足が困難である等の理由から、各大学等が当該学生に対する減免経費及び加算金の請求権を放棄するケースが想定される。

(債務免除益の取扱い)

- 貸与型の奨学金制度において返還が免除された場合、所得税法第9条第1項第15号で学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」という。）が非課税とされていることから、返還免除による債務免除益も非課税とされている。（※）このことに鑑みれば、新制度における紹介型奨学金及び授業料減免は非課税の扱いを受ける学資金にあたることから、その返還を免除されたことによる債務免除益も非課税の扱いを受けることとなると考える。
- なお、授業料減免の不正利得の徴収において、大学が学生に対し支払いを免除した場合の加算金部分については、課税対象となつても問題ないものと考えられる。

(国税庁回答)

- 各大学等が免除するルールが定められていないため回答できない。